

懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について

平成17年8月3日
情報公開に関する連絡会議資料

平成11年4月27日閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本計画」において、審議会等については、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する」こととされている。また、懇談会等行政運営上の会合については、審議会等の公開に関する措置に準ずるとされている。

この場合において、懇談会等行政運営上の会合の議事録等における発言者の氏名については、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開するものであることに留意する。

(参考)

○「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」 (抄)

(平成 11 年 4 月 27 日 閣議決定)

1 審議会等の整理合理化

(2) 審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙 3 の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

2 懇談会等行政運営上の会合の適正化

懇談会等行政運営上の会合の適正化については、別紙 4 の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」により行うものとする。

別紙 3 審議会等の運営に関する指針 (抄)

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

3 議事

(4) 公開

① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

③ 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

別紙 4 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針

懇談会等行政運営上の会合(*)については、今後次のように扱うものとする。

1 運営の考え方

懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずるとともに、2 の基準により、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとする。

2 運営の原則

1 の考え方に沿って、当該府省の施策に関する審議等を行う行政機関との誤解を避けるとともに自由活発な意見聴取を行うため、以下の点に留意して運営するものとする。

(1) 開催根拠

省令、訓令等を根拠としては開催しないものとする。

また、懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。

(2) 名称

審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いないものとする。

(3) 会合の運営方法

懇談会等の定員及び議決方法に関する議事手続を定めないものとする。

また、聴取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。

(*) 行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの